

IV. 共通事項

1. 障害等のある入学志願者の事前相談

下表のような障害等があり、受験上の配慮及び修学上の配慮を必要とする者（教育学部においては、附属学校園及び公立学校での教育実習等に際して配慮が必要と思われる者、医学部においては、附属病院及び関連教育病院等での臨床実習に際して支障があると思われる者、地域資源創成学部においては、インターンシップを含む実践教育に際して支障があると思われる者を含む）は、下記により相談申請書に医師の診断書を添えて、予め相談してください。

(1) 相談期限

相談期限は、出願開始日の1ヶ月前までとします。

ただし、期限を過ぎていた場合又は出願締切後に不慮の事故のため受験上・修学上の配慮を必要とされる場合については、早急に本学学生支援部入試課へ連絡してください。

(2) 相談方法

宮崎大学のホームページから相談申請書をダウンロードして次の内容を記載のうえ、医師の診断書を添えて提出してください。

ア 志願者氏名、志望学部（学科・課程等）、入試区分（推薦入試・AO入試）

イ 障害等の種類・程度

ウ 受験上・修学上の配慮を希望する事項

エ 出身学校でとられていた配慮事項

オ 日常生活の状況

カ 住所及び連絡先の電話番号

なお、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者との面談等を行うこともあります。

※相談申請書ダウンロード先：<http://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/exam/1789-2>

(3) 相談先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学学生支援部入試課
電話：(0985) 58-7138
FAX：(0985) 58-2865

区分	障害の程度
①視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
②聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
③肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
④病弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
⑤発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のため配慮を必要とするもの
⑥その他	①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とするもの

備考 1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。